

ハローワーク京都だより

平成29年

11月

No.197 (通巻231号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース

府内でユースエール認定企業が11社になりました



(株式会社ミラノ工務店にて)

平成29年9月7日 株式会社ミラノ工務店代表取締役社長 小崎 学 氏に
高井京都労働局長からユースエール企業認定証が手渡されました
京都府の土木建築業界で初のユースエール認定企業となります。

「ユースエール認定」とは、若者の採用・育成に積極的に取り組み、かつ若者の雇用管理が優良な中小企業
を厚生労働大臣が認定する制度で、現在、京都府内では11社が認定を受けています。
認定基準等詳しくは1～2ページをご覧ください。

も
く
じ

ユースエール認定企業を紹介します！	1・2・3
育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されました	4
その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？	5
「人材の育成（在職者訓練）」【ハロートレーニング～急がば学べ～】	6
「職業安定法」改正の概要	7・8・9
特定派遣の事業主のみなさまへ 切り替えのための説明会のご案内	10
京都府最低賃金の改正について	11・12
労働保険の成立手続きはおすすめですか ◇11月は「労働保険適用促進強化月間」です	13
労働保険料の口座振替制度利用促進のお願い	14
京都府の雇用失業情勢（平成29年9月内容）	15

11月は「人材開発促進月間」です

—「ハロトレ」（公的職業訓練）でスキルアップ！従業員のキャリアアップで生産性向上！—



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都労働局HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

ユースエール認定企業を紹介します！

「ユースエール」とは、若者の採用・育成に積極的に取り組み、かつ若者の雇用管理が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度で、平成27年10月1日に新たに創設され、これまでに全国で231社が「ユースエール認定企業」として認定を受けています。

京都労働局においてこれまでに認定した企業は11社です。(平成29年8月25日現在)

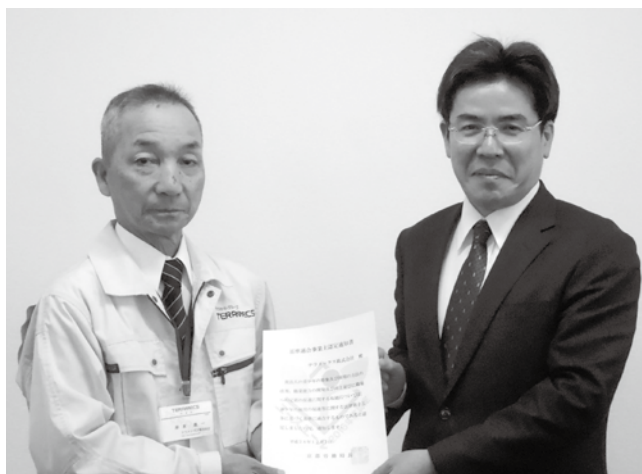
認定企業

企業名	国産部品工業 株式会社	
所在地	綾部市	
事業内容	自動車部品製造業	



平成28年10月28日 国産部品工業株式会社に
京都労働局長から認定通知書をお渡ししました。

企業名	テラメックス 株式会社	
所在地	京都市伏見区	
事業内容	医療用機械器具・医療用品製造業	



平成28年12月7日 テラメックス株式会社に
京都労働局長から認定通知書をお渡ししました。

企業名	株式会社 洛北義肢	
所在地	京都市北区	
事業内容	医療用機械器具・医療用品製造業	



平成28年12月16日 株式会社洛北義肢様に
職業安定部長から認定通知書をお渡ししました。

企業名	株式会社 リハビリテック	
所在地	京都市北区	
事業内容	医療用機械器具・医療用品製造業	



平成28年12月16日 株式会社リハビリテック様に
職業安定部長から認定通知書をお渡ししました。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

認定企業

企業名	株式会社 ケアトラスト	
所在地	宇治市	
事業内容	老人福祉・介護事業	



平成29年1月24日 株式会社ケアトラスト様に
職業安定部長から認定通知書をお渡ししました。

企業名	京栄工業 株式会社	
所在地	木津川市	
事業内容	信号設備工事業・電気工事業	



平成29年3月29日 京栄工業株式会社様に
職業安定課長から認定通知書をお渡ししました。

*ユースエール認定を受けるには

学卒求人など若者対象の正社員の募集を行っている中小企業で、

- ①直近3事業年度の新卒者として正社員で就職した者の離職率が20%以下であること。※1
- ②前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の法定外労働が60時間以上の正社員が一人もないこと。
- ③前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均所得日数が10日以上であること。※2
- ④直近3事業年度において、男性労働者の育児休業等の取得者が1名以上又は女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること。

などの要件をすべて満たしていることが必要です。

※1 直近3事業年度の採用者数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下であれば可とします。

※2 有給休暇に準ずる休暇として、「企業の就業規則等に規定する」、「有給である」、「毎年全員に付与する」という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

***認定を受けた企業は、認定マークを自社商品や広告などに付けることができるほか、厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」に企業情報が掲載されるなど、対外的にアピールができます。**

「若者雇用促進総合サイト」のURL

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>

詳しくは最寄りのハローワーク又は
京都労働局職業安定課（☎075-241-3268）にお問い合わせください



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都府内のユースエール認定企業

(平成29年10月25日現在)

	企業名	所在地	事業内容	認定日
1	株式会社 ゼネック	京都市中京区	コンピュータ総合技術エンジニアリング、ソフトウェア開発、カスタマーエンジニアリング、フィールドサービス、運用管理。	平成28年 2月15日
2	株式会社 京都新聞印刷	京都市中京区	新聞印刷および受注印刷	平成28年 2月19日
3	社会福祉法人 安井保育園	京都市右京区	0歳から就学前の子供たちを養護及び保育	平成28年 8月10日
4	医療法人 総心会長岡京病院	長岡京市	病院運営（全病床数97床）、通所リハビリテーションセンター、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、グループホーム	平成28年 10月4日
5	国産部品工業 株式会社	綾部市	創業以来、シーリングパーツの専門メーカーとして開発を進め、世界初のメタル製シリンダーヘッドガスケットを生産。	平成28年 10月28日
6	テラメックス 株式会社	京都市伏見区	臨床検査機器の開発・製造	平成28年 12月7日
7	株式会社 洛北義肢	京都市北区	義肢装具製造販売、開発	平成28年 12月16日
8	株式会社 リハビテック	京都市北区	義肢装具製造の研究開発、販売、開発	平成28年 12月16日
9	株式会社 ケアトラスト	宇治市	老人福祉・介護事業	平成29年 1月24日
10	京栄工業 株式会社	木津川市	信号設備工事業・電気工事業	平成29年 3月29日
11	株式会社 ミラノ工務店	京都市中京区	土木建築工事請負業、土木建築工事設計監理業	平成29年 8月25日



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

平成29年10月から育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されました

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになりました。

子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となることにご留意ください。

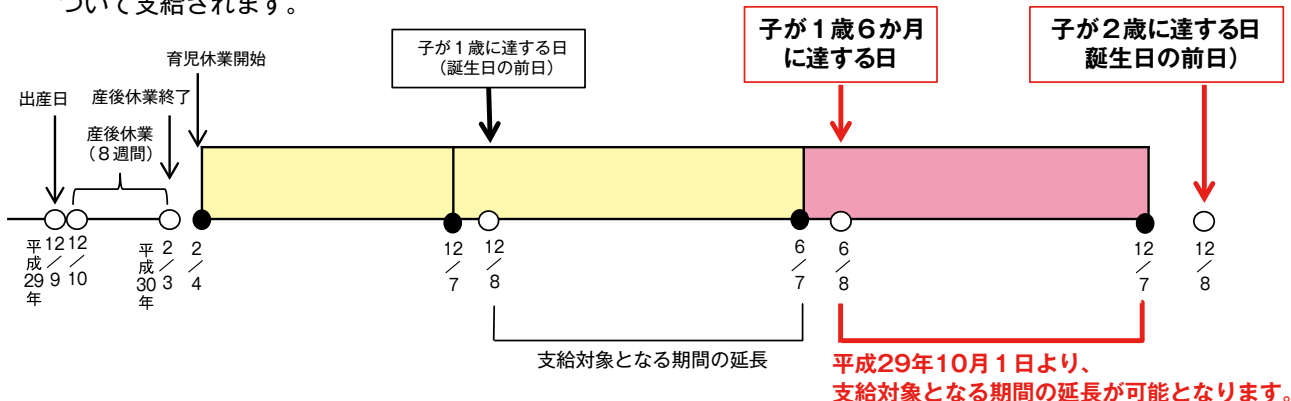
（※）延長理由や提出していただく確認書類の詳細については、このリーフレットの裏面をご覧ください。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（＝子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります。）。

（注）期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかな必要があります。

例）支給対象となる期間の延長を2回行い、子が2歳に達する日前まで育児休業を行った場合

（注）育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



その募集・採用 年齢にこだわっていませんか？

— 年齢にかかわらず、均等な機会を —

労働者の募集・採用に当たって、
年齢制限を設けることはできません。

- 求人票は年齢不問としながらも、年齢を理由に応募を断ったり、書類選考や面接で年齢を理由に採否を決定する行為は法の規定に反するものです。
- 形式的に求人票を年齢不問とすれば良いということではなく、応募者を年齢で判断しないことが必要です。
- 本人の希望と関係なく、一定年齢以上はパートタイムにするなど、応募者の年齢を理由に雇用形態、職種などの求人条件の変更を行うことはできません。
(雇用形態、職種等の求人条件ごとに別の求人票とすることが必要です。
この際、それぞれの求人票について、例外事由に該当する場合を除き、
年齢制限を設けることはできません。)
- 年齢にとらわれない、人物本位、能力本位の募集・採用をお願いいたします。

▶▶▶ 年齢制限をなくすと、こんなメリットがあります！

年齢の幅を広げる

より多くの応募者が集まる

採用したい人物像を明示する

応募者の精度が高まる

求める人材の
採用が容易に！

「年齢にかかわらず求める人材を募集するにあたり、求人申込書をどのように書けば良いのですか？」など、労働者の募集・採用における年齢制限禁止についてご不明な点がございましたら、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。
また、厚生労働省ホームページでは、よくある質問を掲載しています。

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html

●募集に際しては、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度など「応募者に求められる事項」をできる限り明示する必要があります。－雇用対策法施行規則第1条の3 第2項

「人材の育成(在職者訓練)」

【ハロートレーニング ～急がば学べ～】

【京 都 府】

京都高等技術専門学校・陶工高等技術専門学校・福知山高等技術専門学校では、在職者の方に技術を習得していただくための講座を実施しています。講座の分野としては、パソコン(文書・表計算・パワーポイント等)、経理事務、電気工事士をはじめ各種52コースを実施しています。上記のほか、京都障害者高等技術専門学校では障害のある方を対象とする在職者訓練を実施しています。

詳しくはホームページをご参照ください。

京都府立高等技術専門学校 在職者訓練

検索

【ポリテクセンター京都】【ポリテクカレッジ京都】

在職者の方々を対象に、ものづくり分野(機械設計・製図・加工・電気・電子・通信)における職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練コースです。訓練期間は2～5日程度で技能・技術及び知識に応じた訓練を約80種類、150コースを用意しています。また、事業主の皆様からの要望に応じた訓練を、オーダーメイド型職業訓練として実施しています。

ポリテクセンター京都は長岡京市に、

ポリテクカレッジ京都は舞鶴市に、

それぞれ所在しています。

詳しくはホームページをご参照ください。

ポリテクセンター京都

検索

ポリテク カレッジ 京都

検索

京都労働局からのお願い

ハロートレーニング(公的職業訓練)は、企業に在職している方を対象とする在職者訓練だけではなく、新たな職業へチャレンジするためのスキルアップを目的とした離職者の方に対する訓練メニューも豊富にそろえており、各訓練を修了される方がたくさんおられます。是非とも、訓練修了者を対象とした求人の提出をお願いします。

「ハロートレーニング ～急がば学べ～」は、新たなスキルアップにチャレンジする全ての皆さんをサポートする、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」です。

- 「ハロー」とは、新たな出会いを表す希望の言葉。トレーニングで鍛えた筋肉のように、「ハロートレーニング」を通じて仕事に必要な「スキル」(知識と技能)をしっかり身につけて欲しい、そんな気持ちを表しています。
- また、新たな職業やスキルにチャレンジするには、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、「急がば学べ」。焦らず前向きに。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

◆『職業安定法』改正の概要◆

平成29年3月31日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」において、職業安定法の一部が改正され、平成29年4月1日、平成30年1月1日、公布から3年以内の3段階で施行されます。

今回は、平成30年1月1日から施行される事項についてその一部をご案内します。

なお、本記事以外にも改正事項が多数ありますので、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

●募集・求人時の労働条件等の明示

労働者の募集・求人時等における労働条件等の明示事項が追加されました。また、その明示する内容等について指針で詳しく示されました。

また、試用期間中の労働条件と試用期間終了後の労働条件が異なる場合は、それぞれの労働条件等を示すこととなりました。

○追加された明示事項

- ・試用期間の有無及び期間
- ・労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ・派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨

○明示にあたっての留意事項

- ・労働時間について
裁量労働制が適用される場合はその旨を明示してください。
- ・固定残業代について
次の項目を明示してください。
 - 固定残業代の計算方法（計算の基礎となる時間数、金額）
 - 固定残業代を除いた基本給の額
 - 固定残業時間を超えた場合の支払い等
- ・試用期間としての性質を持つ有期雇用契約の場合でも、試用期間終了後の条件ではなく試用期間中の条件を明示してください。
- ・原則として、求職者等と最初に接触する時点までに、明示してください。
また、記載欄が足りない等のやむを得ない理由により、一部を別途明示するときは、その旨を明示してください。

◆虚偽の条件を提示した求人者の罰則規定

虚偽の条件を提示して、ハローワークや職業紹介事業者に求人の申込みを行った者が罰則の対象となりました。

●募集・求人時の労働条件等の変更

募集者・求人者等が応募者と労働契約を締結しようとする場合に、募集・求人時に明示した労働条件等を変更・特定・削除・追加する場合には、その内容等を明示しなければならないこととなりました。

「特定」とは、たとえば次のケースです。

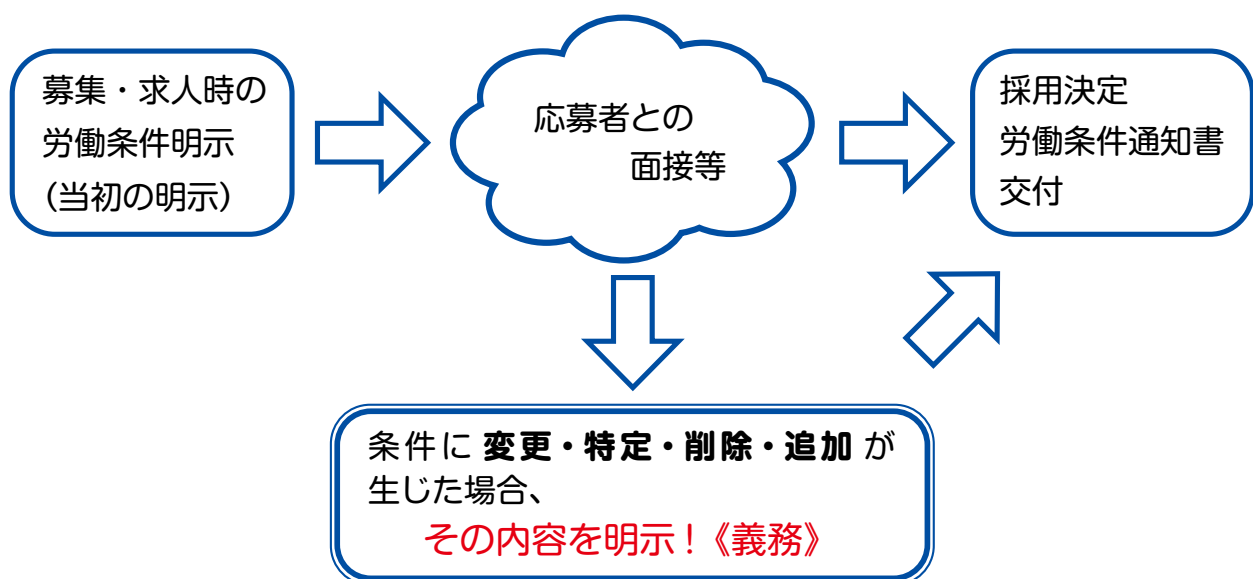
- ・「月給20万円～30万円」を「月給20万円」に決定する場合
- ・就業場所をA営業所、B営業所と示していたものをA事業所に決定する場合

なお、変更内容の明示は応募者が十分に理解できるよう書面を交付することが望まれますが、労働基準法に基づく労働条件通知書において、変更内容等の下線を引く、着色する、又は変更内容等を注記するなどの方法も可能です。

但し、内容を削除する場合は、削除される前の内容等も併せて記載する必要があります。

◆留意点◆

- ・可能な限り速やかに明示
⇒応募者が労働契約に応じるかどうかを考える時間の確保のため
- ・理由の説明
⇒応募者から、変更理由等を質問された場合には、適切に説明
- ・安易に変更しない



但し、安易に変更等を行ってははいけません。

●募集情報等提供事業（求人情報サイトや求人情報誌等）の整備

○職業安定法に、「募集情報等提供」についての定義が追加されるとともに、募集内容の的確な表示等のための募集情報等提供事業者及び当該事業者を利用する者における努力義務が追加されました。

～ 新聞・雑誌・その他の広告等による募集時の努力義務 ～



○募集情報等提供事業者が職業安定法の定める事項等に関し適切に対処するために必要な事項について指針（大臣告示）が定められました。

・募集情報が次のいずれかに該当するときは、募集情報を変更するよう労働者の募集を行う者等に依頼し、依頼に応じていただけない場合は、募集情報を提供しない。

- イ 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に尽かせる目的の募集情報
- ロ その内容が法令に違反する募集情報
- ハ 実際の従事すべき業務の内容等と相違する内容を含む募集情報

・募集情報等提供事業者は、労働者の募集を行う者等の承諾を得ることなく募集情報を改変してはなりません。

●有料職業紹介事業者に関する情報提供

職業紹介事業のサービスが多様化する中、求職者と求人者が職業紹介事業者を適切に選択できるよう、各事業者は、以下の実績等をインターネットにより提供しなければならなくなりました。

- ① 就職者の数及び、そのうち無期雇用就職者の数
- ② 無期雇用就職者のうち、6ヶ月以内に離職した者の数（解雇された者を除く。）
- ③ ②に該当するかどうか明らかなでない者の数
- ④ 手数料に関する事項
- ⑤ 返戻金制度に関する事項



特定派遣の事業主のみなさまへ

切替のための

説明会のご案内

経過措置は平成30年9月29日までです。

- ・ 切替は通常の新規申請となり、申請前の準備に期間を要されています。
- ・ 期限が近づくにつれて混雑が予想されますが、申請から許可までは、通常でも2～3か月程度かかります。
- ・ 期間更新時期も重なるため、今後の更新申請も混雑します。

まずは、説明会をお聞きいただき、申請をお急ぎください。

< プログラム >

第1部 13:30～14:30

「切替（新規申請）の必要性について」

- 1 平成27年9月の派遣法改正について
- 2 新規申請の許可要件について
- 3 小規模事業主に対する資産要件の暫定措置について
- 4 旧特定派遣事業との違いについて
- 5 適正な請負事業について
- 6 質疑応答

第2部 14:45～15:45

「申請手続について」

- 1 申請方法とスケジュールについて
- 2 提出書類について
- 3 事業計画・訓練計画等の策定について
- 4 許可申請にあたっての自己チェックについて
- 5 その他の留意事項等について
- 6 質疑応答

< 平成29年度の開催日程 >

7月25日（火）	12月12日（火）
8月22日（火）	1月18日（木）
9月22日（金）	2月15日（木）
10月23日（月）	3月22日（木）
11月27日（月）	

< 場 所 >

いずれも、京都労働局6階 会議室

< 申込方法 >

開催日の前日までに、お電話にてお申込みください。

< 費 用 >

無 料

- * 1部又は2部、どちらか一方だけの参加も可能です。
- * 開催時刻は全日、上記のとおりです。

【お問合せ・お申し込み先】

京都労働局 需給調整事業課

電話075-241-3225



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は、平成29年10月1日から

時間額 856 円 (25円引上げ)

京都労働局 労働基準部 賃金室

① 最低賃金制度とは？

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。

***なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、当局HPをご確認ください。**

② 使用者が最低賃金を支払っていない場合にはどうなるの？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（**50 万円以下の罰金**）が定められています。（最低賃金法第 40 条）

③ 最低賃金から除外される賃金はあるの？

最低賃金には、次の賃金は算入されません

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③ 時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金など）、④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

④ 最低賃金の周知義務はあるの？

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第 8 条）



京都労働局・各労働基準監督署

H29.9.1

当該リーフレットの PDF は、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

昨年に引き続き、京都府最低賃金額周知用の京都独自ポスター（京都府最低賃金ポスターデザインコンテストの最優秀賞で製作）の掲示場所を探しています。

多くの府民が集まる「公共施設、公共交通機関、金融機関、商店街、スーパー等」でポスター掲示にご協力頂ける事業場からのご連絡をお待ちしています。

ポスターサイズは B2「H728×W515」、B3「H515×W364」で、平成 29 年 11 月下旬以降配布予定です。

最低賃金との比較方法

- ① 時間給制の場合 時間給 $\geq$ 最低賃金額
- ② 日給制の場合 日給額 $\div$ 1 日の平均所定労働時間（時間額に換算） $\geq$ 最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給額 $\div$ 1 か月の平均所定労働時間（時間額に換算） $\geq$ 最低賃金額
- ④ 出来高払制その他の請負制によって、定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額 $\div$

当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数 $\geq$ 最低賃金額

月給制の場合の換算例

【例】 年間所定労働日数 252 日、所定労働時間 毎日 8 時間、月給 143,000 円の方の場合

③の計算式にあてはめると、年平均 1 か月所定時間数は

・ 8 時間 $\times$ 252 日 $\div$ 12 か月 = 168 時間 ですから

・ 月給 143,000 円 $\div$ 168 時間 = 851.19... 円 $<$ 856 円

したがって、この場合は、京都府最低賃金額を下回り、**最低賃金法に違反**しています。

京都府最低賃金総合相談支援センターのご案内

最低賃金総合相談支援センターでは、中小企業、小規模事業者に対する賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じた専門家派遣等の支援も行っていますので、是非、ご利用下さい。「京都府最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

0120-420-825 **saichincenter@chuokai-kyoto.or.jp**

（受託団体名 京都府中小企業団体中央会 京都市右京区西院東中水町 17 番地 京都府中小企業会館 4F）

**最低賃金額以上の賃金を支払ってもらえない等のご相談は
所轄の労働基準監督までお願いします。**

京都上労働基準監督署 TEL 075-462-5112

京都下労働基準監督署 TEL 075-254-3196

京都南労働基準監督署 TEL 075-601-8322

福知山労働基準監督署 TEL 0773-22-2181

舞鶴労働基準監督署 TEL 0773-75-0680

丹後労働基準監督署 TEL 0772-62-1214

園部労働基準監督署 TEL 0771-62-0567

最低賃金制度の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>】

【**最低賃金に関する特設サイト** 必ずチェック **最低賃金** 使用者も労働者も。】

<http://www.saiteichingin.info/>

「**最低賃金制度**」 検 索

当該リーフの PDF データ、最低賃金会計統計資料、各種助成金制度のご案内他の PDF データは、京都労働局のホームページに掲載していますので、ご利用下さい。



トップページ右側、黄色いサイドバナー「**京都府最低賃金 856 円**」をクリック下さい。



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

◇ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です ◇

労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを併せた保険のことを言います。

労働保険とは、労働（通勤）災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険で、原則として、労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立手続（加入手続）を行わなければなりません。このため、**未加入の事業主の方**は、次の点にご留意ください。

- 再三の加入勧奨・手続指導にもかかわらず、自主的に成立手続を行わない場合は、最終的な手段として職権による成立手続及び保険料の認定決定が行われます。
- 事業主が成立手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って保険料を徴収される他、給付に要した費用の全部または一部を費用徴収されます。

平成29年度 労働保険大会が開催されます

日 時	平成29年11月27日(月)	午後2時40分開会
場 所	京都ブライトンホテル	「慶祥」の間
主 催	一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部	
内 容	①表 彰 功労役員 優良事務組合 優良職員 優良受託事業所	
	②講 演 演題「働き方改革」	
	岡崎 淳一 氏（前 厚生労働審議官）	
	（現 厚生労働省 働き方改革担当参与）	

お問い合わせ先：京都労働局労働保険徴収課 ☎ 075-241-3213

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- ①保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ②納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③手数料はかかりません。
- ④保険料の引き落としに最大2か月ゆとりが出来ます。

かんたんな手続で完了

- ①申込用紙を入手
 - ・お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
 - ・厚生労働省ホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替 検索

- ②金融機関の窓口へ提出

※右表の申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
また、一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象金融機関については厚生労働省ホームページでご確認ください。

	申込締切日	口座振替納付日
全期または第1期	2月25日	9月6日
第2期	8月14日	11月14日
第3期	10月11日	2月14日

該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせいたします

引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
引き落とし後も約3週間ですの結果をお知らせします。(引き落としなかった場合も含む。)

事業主・労働保険事務組合・社労士の皆さまへ “電子申請なら” 労働保険手続のこんな「お悩み」、解決します！



忙しくて窓口へ行く時間がない。

窓口の待ち時間を省略したい。

本社で一括して手続をしており、各事業場の届出のために管轄先の住所を毎回調べて郵送している。何とか簡略化したい。

いつでもどこでも手続可能！

窓口の開設時間や待ち時間にとらわれず、24時間365日いつでも自宅やオフィスから手続できます！

簡単・スピーディに申請！時間やコストを削減！

申請書類の入手も不要！大量の書類への記入も電子申請ならデータでスピーディに処理できます！
提出先の管轄する窓口を選択するだけなので郵送時の手間も解消！さらにウェブ上で審査状況も確認できます！

電子申請 利用方法紹介 パンフレット

労働保険の電子申請は総務省が運営する「e-Gov電子申請システム」のウェブページから行うことができます。

電子申請の準備方法や操作方法をまとめたパンフレットが厚生労働省のホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

事前準備

労働保険 電子申請 事前準備ガイド 検索

事前準備に必要なことは大きく分けて以下の2点です。

- ・電子証明書の取得
- ・PCのセットアップ

詳細は「労働保険に関する電子申請の事前準備ガイドBOOK」をご覧ください。

操作方法

労働保険 電子申請 利用マニュアル 検索

以下の労働保険手続に係るe-Gov電子申請システム操作方法について、詳細が記載された操作マニュアルがダウンロードできます。

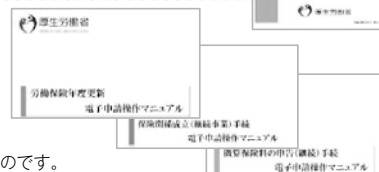
- ・年度更新
- ・保険関係成立(継続)
- ・概算保険料申告(継続)

当該操作マニュアルは「e-Gov電子申請システム」のウェブページの操作方法を記載したものです。

電子申請支援機能付きソフトウェア(※)を利用されている場合の操作方は導入元ソフトウェア会社へお尋ねください。

※労務管理のために導入されているソフトウェアによっては、電子申請を簡単に利用するための支援機能が備わったものがあります。

詳細は操作マニュアルのダウンロードページと同ページにある「APIソフトなど近年の動き」のリンク先PDFをご覧ください。



お問い合わせ先：京都労働局労働保険徴収課 ☎075-241-3213



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都府の雇用失業情勢

● 平成 29 年 9 月内容 ●

平成29年10月31日
京都労働局職業安定部

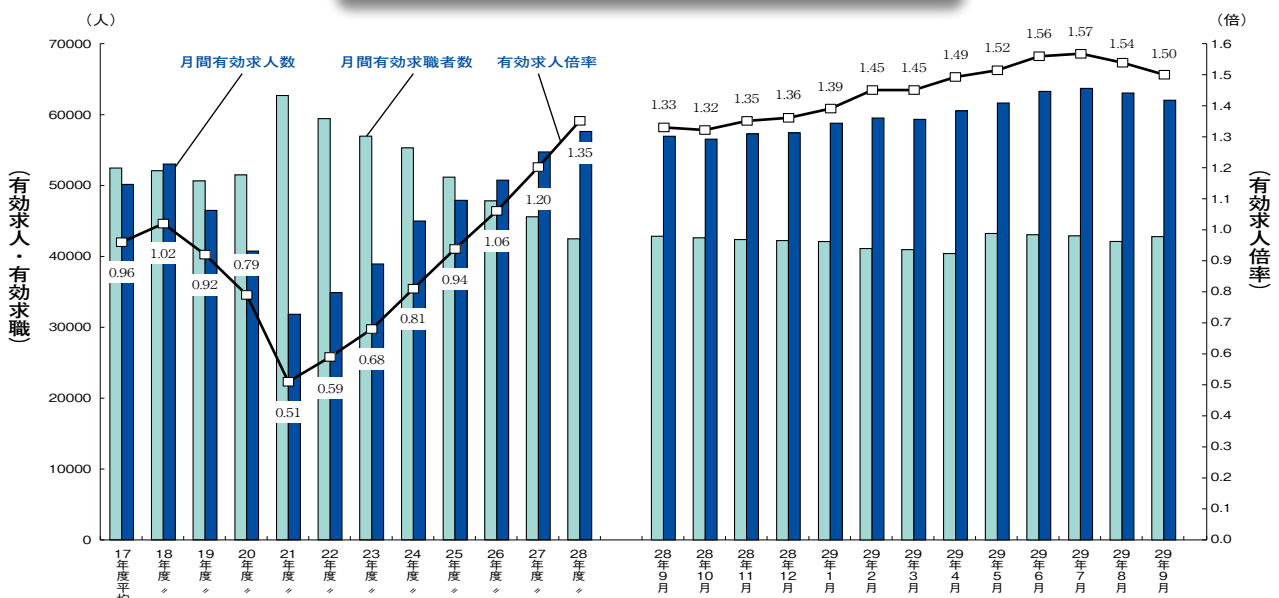
【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、前年同月比で2.9%増と90か月連続で増加している。
有効求職者数（原数値）、雇用保険受給者数は減少している。
平成29年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.50倍で、前月より0.04ポイント低下したが、1.5倍台の高水準を5か月連続維持している。
正社員の有効求人倍率（原数値）は1.10倍で、前年同月より0.18ポイント上昇した。
以上のことから、京都府内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいると判断する。

【求人・求職の動向】

- (1) 有効求人数（季節調整値）は、60,343人と前月に比べ2.3%減少し、有効求職者数（同）は、40,314人と前月に比べ0.7%増加した。
- (2) 有効求職者数（原数値）は、40,447人で前年同月比5.9%減少した。
新規求職者数（原数値）は、9,188人で前年同月比1.7%減少した。内訳は、一般が5,631人で6.5%減少し、パートは3,557人で7.0%増加した。新規常用求職者（パートを除く）の構成比をみると、在職者31.6%、離職者59.5%（うち事業主都合12.3%）、無業者8.9%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比18.3%減少している。
- (3) 有効求人数（原数値）は、61,001人で前年同月比6.5%増加した。
新規求人数（原数値）は、23,560人で前年同月比5.0%増加した。内訳は、一般が12,292人で同8.3%増加し、パートは11,268人で同1.6%増加した。主要産業別にみると、前年同月比では、建設業（前年同月比6.7%増）、製造業（同27.1%増）、運輸業・郵便業（同7.0%増）、金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業（同15.0%増）、学術研究専門・サービス業（同3.1%増）、宿泊業、飲食サービス業（同1.4%増）、生活関連サービス業・娯楽業（同8.4%増）、教育・学習支援業（同35.4%増）、医療・福祉（同10.8%増）が増加した。一方、減少した産業は、農林漁業（同4.7%減）、情報通信業（同8.0%減）、卸売業・小売業（同0.8%減）、複合サービス事業（同60.8%減）、サービス業（他に分類されないもの）（同10.9%減）となった。
- (4) 就職件数は、3,200件で前年同月比1.4%減少した。内訳は、一般が1,662件で同6.2%減少、パートは1,538件で同4.3%増加した。雇用保険受給者の就職件数は、769件で同6.8%減少した。

求人・求職・求人倍率の状況



注:月別の数値は季節調整値である。平成28年12月以前の数値は、平成29年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。